

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消について

平成 27 年 6 月 16 日

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

県は、平成 27 年 6 月 2 日付け通知により下記の障害福祉サービス事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 50 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号の規定に基づく指定の取消しを行った。

記

1 指定取消の内容

法人名 合同会社創樹 Arcadia
代表者名 代表社員 富 悦子
事業所名 グループホーム絆
事業所所在地 沖縄県西原町字上原 164 番地の 3
事業所番号 4720500026
指定年月日 平成 25 年 8 月 1 日
サービスの種類 共同生活援助（グループホーム）

2 指定取消年月日 平成 27 年 7 月 30 日

3 指定取消の理由

- (1) 指定の日から 1 年以上にわたり、基準上配置すべき従業者（サービス管理責任者）を配置していなかった。（法第 50 条第 1 項第 3 号に該当）
- (2) 障害福祉サービス提供に際して利用者との間において利用契約を締結していなかった他、サービス提供に際して整備すべき記録である個別支援計画、サービス提供記録簿等が著しく欠けており、適正な指定障害福祉サービス事業が運営されていなかった。（法第 50 条第 1 項第 4 号に該当）
- (3) 指定の日から、サービス管理責任者の配置がなく、計画に基づくサービスの提供があったとは認められないにもかかわらず、訓練等給付費の請求を不正に行っていた。（法第 50 条第 1 項第 5 号に該当）

- (4) 監査において、指定の日から1年以上にわたり、サービス管理責任者の勤務の実態が確認できなかったにも関わらず、一時在籍していたと虚偽の報告及び虚偽の答弁を行った。(法第50条第1項第6号及び第7号に該当)
- (5) 指定申請の書類として、就業予定のない者をサービス管理責任者と記載した虚偽の書類(「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」)や「本人の同意なく押印された研修受講誓約書」や医療機関と締結していない協力医療機関協定書、相談業務の経験がないにも関わらず相談業務に従事したとして実務経験証明書を改ざんして県に提出、不正に指定を受けた。(法第50条第1項第8号に該当)

4 欠格事由該当者 富 悦子、富 春治

5 その他の措置

(1) 経済上の措置

不正に受け取った訓練等給付費及び法第8条第2項の規定に基づき、不正に受け取った訓練等給付費に100分の40を乗じて得た額を加算した金額を市町村へ支払わせる。